

令和 6 年 5 月 31 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K00956

研究課題名(和文) 公家法・公家家法・寺社法を中心とした中世法制史料の高度研究資源化

研究課題名(英文) Converting medieval legal history materials into advanced research resources, focusing on imperial court law, noble house laws, and temple and shrine law

研究代表者

前川 祐一郎 (Maegawa, Yuichiro)

東京大学・史料編纂所・准教授

研究者番号：00292798

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本中世の法に関する基礎的研究である。日本中世の法の研究のための基礎的史料集の一つである『中世法制史料集』の全文データベース化をすすめた。また戦国大名の難解な法について深く理解・分析し、戦国大名伊達氏の分国法「塵芥集」の条文の論理構造を明らかにし、同じく「塵芥集」の刑事関係や警察関係の条文のもつ狙いを明らかにした。さらに、日本中世から近世初期にかけての盗品に関する法や慣習について分析し、この時期にこの法が大きく変化することを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって『中世法制史料集』のデータベースが充実し、この史料集の高度な利用が可能になった。今後の日本中世史研究においてこの史料集を用いたより高度な研究が生み出される一つの基盤を整備したといえる。また、本研究の明らかにした戦国時代の法・慣習の中の当時の人々の考え方や論理は、現代人にとって一つの異文化ともいえる存在である。中世の法を手がかりに過去の一つの異文化にふれることは、現代の我々が同時代の異文化社会を理解する一助ともなるであろう。

研究成果の概要(英文)：This research is a fundamental study of medieval Japanese law. We have made progress in creating a full-text database of the "Chuseihoseisiryosyu", Medieval Legal History Collection, one of the fundamental collections of historical materials for the study of medieval Japanese law.

Research director has also gained a deep understanding and analysis of the complex laws of the Sengoku daimyo, clarified the logical structure of the provisions in the "Jinkaishu," the provincial law of the Sengoku daimyo Date Family, and clarified the aims of the criminal and police-related provisions in the "Jinkaishu." He has also analyzed the laws and customs regarding stolen goods from the Japanese Middle Ages to the early modern period, and revealed that this law underwent major changes during this period.

研究分野：日本中世史

キーワード：日本中世史 法史学 データベース 中世法制史料集 史料学 武家家法 寺社法 公家法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄・笠松宏至編『中世法制史料集』全七巻(第1～6巻と別巻、岩波書店、1955～2005年)は、広汎な史料博搜と厳密な校訂により高度に編纂された史料集であり、第1巻の刊行から60年以上を経た研究開始当初においても、中世の法制史料集の基礎であり最高度の到達点としての位置を保ち続け、また、法制史のみならず中世史研究の重要な基礎史料集として、多くの中世史研究者に利用され多くの業績を生み出す源泉であり続けていた(研究期間終了後の現在においてもこの状況は変わらない)。

同書は刷・版を重ねるごとにその巻末に補訂が収められているが、特に近年の新出史料の発見・紹介・刊行や、全国各地の史料所蔵機関による関連史料情報の大幅な増加、あるいは法制史研究そのものの進展という研究状況の中で、史料情報を補足追加し、研究資源としてのより高度な利用をはかる余地があると思われた。しかし編者以外の研究者が同程度の厳密な校訂作業を行い、印刷物の形態で同書の増補版を作成・刊行することは困難と思われる。

いっぽう、研究開始当初において、東京大学史料編纂所では、刊行者・編者の理解を得て、『中世法制史料集』第1巻より第5巻までをフルテキスト入力し、同所のデータベースシステム「日本中世古文書フルテキストデータベース」上で公開・検索可能な状態としていた。ただ、第6巻と別巻の入力・データ登録・公開については未着手であった。

上に述べた事情から、印刷物ではなく史料編纂所のデータベースシステム上において、事実上『中世法制史料集』を増補しカバーする環境とシステムを構築する方法が現実的と思われた。だがそのためには同時に、どのような史料を法制史料と考えるか、すなわち法制史料とは何かを根本的に捉え直す必要があると思われ、例えば史料の作成者の意図に即して法制史料の読解・理解を深めていく研究も同時進行すべきであると考えているにいたった。

## 2. 研究の目的

本研究は、日本中世史・法制史研究の基礎史料集の一つである前述の『中世法制史料集』全七巻を中心にすえ、中世法制史料の研究資源としての高度化をはかる研究の最初の計画と位置づけられ、以下二つのことを目的とする。

第一の目的は、刊本の『中世法制史料集』を基礎として、東京大学史料編纂所のデータベースシステム上でその増補版にあたるものの構築を実現し、同書を核とする中世の法制史料を研究資源としてより高度化することである。最初の三カ年計画である本研究計画において、具体的には、全文テキストデータが未作成の『中世法制史料集』第6巻を、東京大学史料編纂所のデータベースシステム(日本中世古文書フルテキストデータベース)上においてフルテキストデータベース化することである。また、史料編纂所の他のデータベースや、他機関のデータベースと連携・リンクさせることなどを試み、より高度なシステムの構築をはかる。

第二の目的は、その増補化の試みの過程において、関連づけるべき史料は何か、あるいはそもそも法制史料とは何かという問いかけを通して、日本中世の法制史料という史料の性格そのものを捉え直すことである。具体的には、同巻所収の公家法・公家家法・寺社法の各法規とその関連史料を調査・検討し、研究資源としての活用には有益な情報を見出すとともに、論文や研究会報告も含めた公開で、得られた知見を学界の共有財産とすることをはかる。さらに本研究計画終了後に、鎌倉・室町両幕府法・武家家法でも新出史料・関連史料の情報・知見などを集約・統合して、いわばWEB上での『中世法制史料集』増補版もしくは高度利用環境を構築するための準備を行う。

## 3. 研究の方法

(1)『中世法制史料集』第6巻を入力業者に外注してフルテキスト入力する。入力の前処理(タグ付けの指示など)と校正は、謝金アルバイト等の補助を得て行う。校正の完了したデータを史料編纂所「日本中世古文書フルテキストデータベース」に登録・検索可能となるようにシステム改修を行った上で公開する。

(2)公家法・公家家法・寺社法を中心とした法制史料を所蔵する公的機関や寺社等に赴き、原本調査・写真撮影・目録作成などを行い、当該法制史料の性格を考えるために不可欠の、書誌情報の更新や追加、関連史料や増補の候補となる史料の探索・検討を行う。

(3)法制史料の調査・研究の過程で得られた新知見や、法制史料の分析・読解を通じた研究の成果は適宜、小研究会などを開催して発表し、研究者の意見や批判・教示を求める機会を設けるとともに、論文・史料紹介・著書等として発表し、学界の共有財産とする。

## 4. 研究成果

(1)『中世法制史料集 第6巻 公家法・公家家法・寺社法』について、タグ付け等の下処理を行ったのち、入力業者に発注してフルテキスト入力し、研究協力者の協力を得て校正、およびシ

システム改修の上、東京大学史料編纂所データベースシステム(古文書フルテキストデータベース)に登録、同巻データの全文検索を可能とした。文字列検索や関連史料との相互参照による同書の活用の便宜が向上し、さらに他機関の他データベースとの連携的活用の可能性を考慮に入れれば、今後の日本中世史や法制史の研究の進展に大きく寄与することが期待される。

(2) 本研究の研究期間中に、新型コロナウイルス感染症の蔓延という当初予期しなかった事態が発生し、公家法・公家家法・寺社法を中心とした法制史料の史料調査を十分に行うことができなかった。その中で、寺社法史料調査の一環として、東京大学史料編纂所・奈良文化財研究所による法相宗大本山薬師寺の所蔵史料の調査に参加し、新出・再発見史料(60函以降の近世・近代を中心とした新出史料など)の調査などを行った。中世後期の同寺の寺法史料の理解には、同寺所蔵史料の全体像の把握が必要であるが、そのための史料目録作成作業にも協力・貢献した。

(3)(2)に述べた公家法・公家家法・寺社法の法制史料の調査が行えない状況に鑑み、本来本研究計画の終了後に行う予定であった武家家法、特に戦国大名の法の厳密な分析・読解にもとづく研究をすすめた。まず、戦国大名伊達氏の分国法「塵芥集」の売買貸借と刑事法規に関する条文(具体的には108条と17条)に共通してみられる、「当事者双方とも非」の事例を挙げて従来の法や原則の例外規定を定立するという立法の論理を明らかにした論文(「「塵芥集」法文の立法論理の一事例」『日本歴史』885号、2022年2月、査読有)を発表した。さらに、中世の幕府法や武家家法から近世初期の藩法まで盗品の扱いに関する法の法理の形成や変遷を明らかにした論文「中世から近世初期における盗品法の展開」と、「塵芥集」の刑事法規の性格を捉え直した論文「「塵芥集」の「とが人」と私的成敗」の二本の論文を執筆し、研究代表者の既発表の室町幕府法や武家家法(戦国法)などに関する論文とあわせて一書にまとめ、『室町戦国法史論』として刊行する準備をすすめた。同書は本研究計画期間中(延長した最終年度の2023年度)に刊行の予定であったが、代表者の不測の事態の発生により2024年度に刊行を延期することとなった。これらの成果は、史料の作成者の思考や論理に忠実に法制史料を理解しようとする試みであり、中世の法制史料とは何かを捉え直すという本研究の目的には不可欠の作業といえる。予期できなかった事態の発生により、本来は本研究の終了後に行うはずであったこれらの研究を先にすすめることとなった結果、中世の法制史料の内在的理解がすすみ、本研究開始以前には得られなかった今後の研究の新たな展望を得られたと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 前川祐一郎	4. 巻 885
2. 論文標題 「塵芥集」法文の立法論理の一事例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 58～66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	遠藤 基郎 (Endo Motoo)	東京大学・史料編纂所・教授  (12601)	
研究協力者	本郷 恵子 (Hongo Keiko)	東京大学・史料編纂所・教授  (12601)	
研究協力者	西田 友広 (Nishita Tomohiro)	東京大学・史料編纂所・准教授  (12601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------